

みしまジュニアスポーツアカデミー協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「みしまジュニアスポーツアカデミー」(以下「アカデミー」という。)の趣旨に賛同する法人その他の団体(以下「企業等」という。)が、アカデミーの活動に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が「みしまジュニアスポーツアカデミー実行委員会」(以下「実行委員会」という。)に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 アカデミー活動の実施に要する資金(以下「協賛金」という。)の提供
- (2) 物品協賛 アカデミー活動の実施に要する物品(以下「協賛物品」という。)の提供

2 前項第1号に規定する協賛金の提供は、5万円を1口とします。

3 協賛物品は、物品協賛をお申し出いただける企業等と実行委員会が協議して決定しますが、その例は別表1「協賛物品の例」のとおりです。なお、協賛物品には協賛物品を提供した企業等の名称等を表示していただくこともできます。

(募集期間)

第3条 募集期間は通年ですが、時期により一部の「協賛の特典等」が受けられないことがあります。

(協賛依頼の対象者)

第4条 実行委員会は、アカデミーの趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第5条 協賛をお申し出いただける企業等は、あらかじめ「みしまジュニアスポーツアカデミー協賛申込書」(様式第1号。以下「申込書」という。)を実行委員会委員長に提出していただきます。

2 実行委員会委員長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し「みしまジュニアスポーツアカデミー協賛申込受理書」(様式第2号)により受理した旨を通知します。

(協賛金の振込等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、速やかに、現金もしくは実行委員会が指定する金融機関の口座に協賛しようとする金額を一括して納付していただきます。

2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えさせていただきます。ただし、実行委員会は、申込者の希望により、協賛金の領収書を発行することもできます。

(協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、協賛物品を納入していただきます。

2 実行委員会は、申込者の希望により、協賛物品の受領書を発行することもできます。

(協賛の特典等)

第8条 第6条第1項または第7条第1項の規定により協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典は、別表2 協賛者特典一覧のとおりとします。ただし、第7条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が、協賛内容から換算した金額により別表2の協賛金額の区分に応じたものとします。

2 実行委員会は、前項に規定する協賛の特典以外に、必要に応じ、特典を追加することもあります。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとします。

- (1) アカデミーを広く周知するために要する経費
- (2) アカデミーのプログラム実施に要する経費
- (3) その他アカデミーの開催に付随する経費で必要と認められるもの

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会委員長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、またはアカデミーを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (3) 法令または公序良俗に反する者
- (4) アカデミーの品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他実行委員会委員長が不相当と判断する者

2 実行委員会委員長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項

各号のいずれかに該当するに至った場合、または前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

附 則

この要綱は平成28年7月1日から施行する。

様式第1号

みしまジュニアスポーツアカデミー協賛申込書

令和 年 月 日

みしまジュニアスポーツアカデミー実行委員会委員長 宛

住所又は所在地
名 称
代表者（役職・氏名）

みしまジュニアスポーツアカデミーに下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛の形態 資金協賛・物品協賛
(該当する協賛形態を囲んでください。)

2 協賛の内容数、物品名・数量、協賛者名の印字の有無等)

(1) 資金協賛（一口5万円）

_____ 口

(2) 物品協賛の場合

ア 協賛物品名

イ 協賛数量

ウ 協賛者名の有無 有 ・ 無

3 提供予定日

令和 年 月 日

担当者氏名	
担当部署	
電話番号	
Eメールアドレス	

様式第2号

みしまジュニアスポーツアカデミー協賛申込受理書

令和 年 月 日

様

みしまジュニアスポーツアカデミー実行委員会委員長

令和 年 月 日付けで申込のあった、みしまジュニアスポーツアカデミー協賛申込書を受理しました。協賛金の振込み方法（又は協賛物品の受納方法）等については下記のとおりですのでよろしくお願いいたします。

記

1 協賛金の振込みについて

口座振込みの場合は下記口座へお願いします。

三島信用金庫長泉支店 普通預金 口座番号 0168526

口座名義人「ミシマジュニアスポーツアカデミージッコウインカイ」

（物品協賛の場合は、納入時期と納入方法を担当者へご連絡ください）

2 大会協賛企業の呼称は次のとおりとしてください。

みしまジュニアスポーツアカデミー協賛企業

〇〇〇〇はみしまジュニアスポーツアカデミーに協賛しています。

（その他の呼称を使用する場合は、ご相談ください。）

3 ホームページのリンクについて

みしまジュニアスポーツアカデミー公式ホームページから、貴ホームページへリンクしますのでアドレスをご連絡ください。

担当者氏名	
担当部署	三島市スポーツ推進課
電話番号	055-987-7571
Eメールアドレス	sport@city.mishima.shizuoka.jp

別表 1

協賛物品の例

物品名
飲料（スポーツドリンク等）
被服（スポーツウェア等）
広報用品（PRパネル、バナー等）

※物品の数量は担当者と協議してください。

※協賛物品には協賛社の名称等を表示していただくこともできます。

※上記物品は一例ですので、アカデミー活動の実施に要する物品であればご提案ください。

別表 2

協賛者特典一覧

協賛特典	協賛金額			備考
	10万円以上	5万円以上	5万円未満	
1 アカデミー協賛企業の呼称の使用	○	○	○	
2 アカデミーホームページへの協賛社名の掲載	○	○	○	
3 受講生募集チラシへ協賛社名の記載	○	○		当該年度の募集チラシ作成後に協賛金の提供があった場合、この特典は対象になりません。
4 協賛社ホームページへのリンク	○			

※実行委員会は、上記の特典以外に、必要に応じ特典を追加することもあります。